

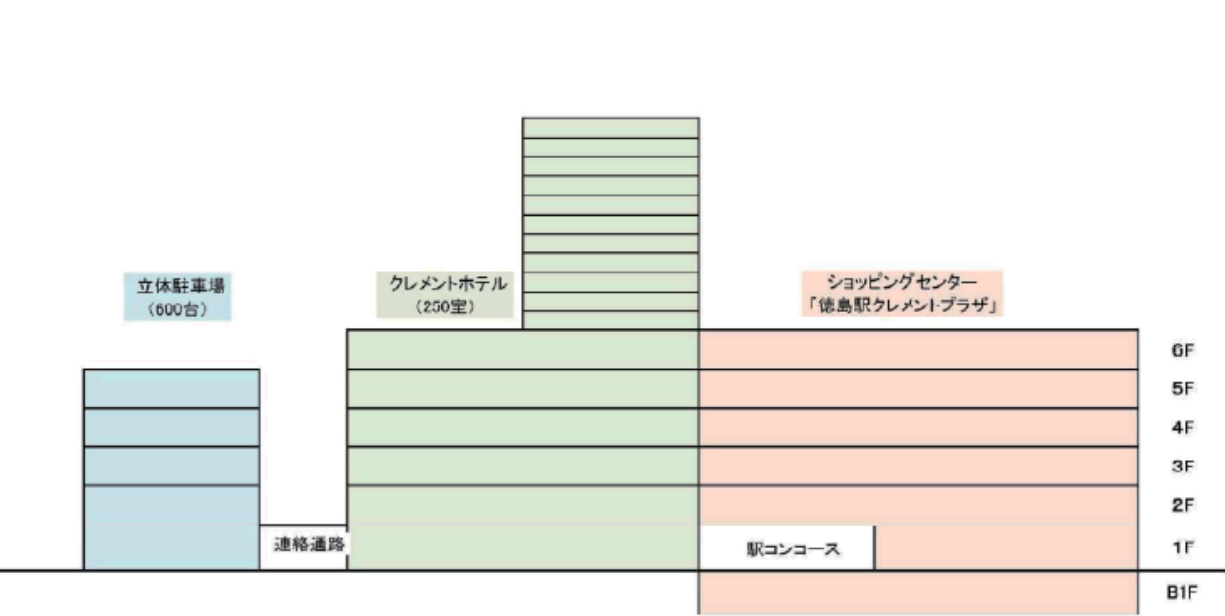


徳島駅クレメントプラザ
内装設計指針書[デザイン編]

■建物外観



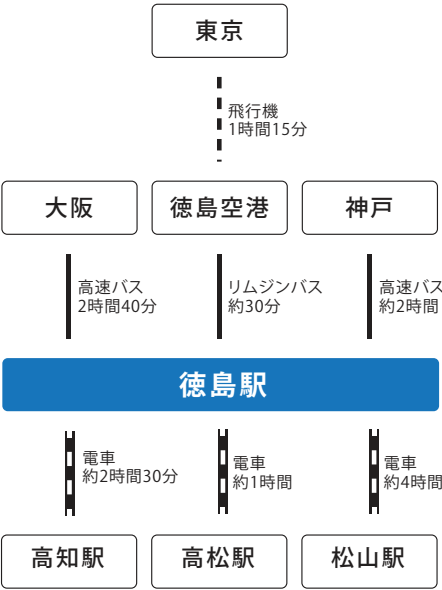
■建物概要



■ショッピングセンター概要

- 施設名称 徳島駅クレメントプラザ
- 所在地 徳島県徳島市寺島本町西1丁目61番地
- 運営会社 JR四国ステーション開発株式会社
- 面積 敷地面積：14,721 m² (立体駐車場、ホテル、駅舎含む)
延床面積：21,207 m² (駅舎含む)
店舗面積：6,954m²
- 店舗数 65店舗
- フロア数 地上6階 地下1階
- 駐車台数 1,013台(自社駐車場600台、提携駐車場413台)
- 年間休日 年間4日間
- 営業時間 10:00～20:00 (物販)、8:00～22:00 (スターバックス)、11:00～23:00(駅バル)

■アクセス MAP



— SC の方向性 —

〈 交流・滞留・結節マーケットサポート SC 〉

〈 地元生活者の日常目線での
居心地感ある都市感度 〉

都市型生活拠点としての徳島セントラルステーション



〈 徳島ならではの
都市型サービス 〉

日常と非日常が共存する空間

— リニューアルコンセプト —

New 阿波 Base

[our]

～ 新しい地域の拠点 ～

地域の人々にとって『駅』が新たな生活拠点となる
県外の人々にとって『駅』が新たな活動拠点となる
「私達の」交流拠点施設を目指します

〈 来街者の非日常的目線での
魅力ある徳島らしさ 〉

観光やビジネスで徳島を訪れる人が感じる徳島



市内の人の New Base



素朴 × スタイリッシュ
ひと手間加えたグリーン
上質なひととき
シンプルな都会感

県内の人の New Base



新しい出会い
こだわりの逸品
あたたかい空間
自慢したい特別さ



県外の人々の New Base



地元らしい逸品
洗練された地元らしさ
分かりやすいモチーフ
地元の人のにぎやかさ



徳島の文化・情報あらゆるモノ・コトをコネクして
新たな魅力を発見し、新たな関係性を作り出す場所

ーデザインコンセプトー

connection blue

徳島らしさで繋がる空間



駅直結立地

お出迎えのしつらえ

施設の顔づくりを徳島らしさで表現する事で、
来県者の方々を迎えつつ、日々足早に行き交う地域
住民へ施設のコンセプトを分かりやすく伝えます

施設の一体感

アイデンティティの創出

施設内各所で杉材・藍色をキーマテリアル
として用い、徳島におけるターミナルビル
としての場所性が感じられる一体感を創出します

交流拠点

徳島の文化を表現する場づくり

徳島の魅力を発信する場所として相応しい、
徳島らしさを、MD と連動する形で空間表現。
交流スペースを中心に新しい場づくりを行います

■環境プラン

徳島の駅商業施設ならではのおもてなしと、木を基調とした温もりの感じられる内装デザインとする。

また、徳島の文化である藍染めに用いられる色や施設のコーポレートカラーのピンクを環境デザインのアクセントとして用いることで、ここにしかない徳島らしい空間を感じられるデザインとする。

賑やかで寄りたくなる県の魅力ある物産品や、地元駅利用者の方々にとって利便性が高くおしゃれなマーケットとすることで徳島の魅力と楽しさを提供する。



コンコースパース



外観パース



内部パース

各店の設計にあたりまして、各ゾーン毎にそれぞれのデザイン規制がありますので、「徳島クレメントプラザ」のデザインコンセプトを充分にご理解いただき、共存共栄を原則とし回遊性の確保、公平性を守りながら、創造的で魅力ある店舗づくりを進めていただくようお願い致します。

1. デザインチェック

- ・本計画では、施設コンセプトを具現化し、魅力的な回遊空間づくりを進める為、店舗区画内のリースラインより一定の範囲で、デザイン上の規制を設けております。なお、この規制の及ぶ範囲をデザイン規制エリアと呼びます。内装監理室では、デザイン規制エリアにおいて、仕上げの素材や色、ディスプレイ什器、サイン、照明などの規制、設計調整を行います。
- ・本計画は、店舗区画別にファサード形状の制限がありますので、指針書他を参照の上設計を進めてください。

2. ショップファサード

- (1) ファサード造作
- ファサード造作は、下記の基準に従ってください。
- ・お店の個性を活かし、デザインされたファサードを形成してください。
 - ・単調で表現の無い壁を作ることはできません。
 - ・共用通路に面する部分では、見通し及び安全面を考慮して計画してください。
 - ・ファサードに従業員用の出入り口を設置する場合は、扉をファサードの壁面と同一仕上げとする等、意匠上の配慮をしてください。
 - ・ファサード造作には、高品質で耐久性に優れた素材を使用してください。
- (2) 設置什器
- 通路壁面においては、什器や掲出物の設置は、原則禁止とします。ファサードに設置する什器等は、下記の基準に従ってください。
- ・POP やポスター等は内装監理室が認めたもの以外は、掲示できません。
 - ・サンプルケースを単体で設置するような計画は不可とします。ファサードデザインに完全に組み込まれた、一体感のある計画としてください。
 - ・リースラインの内であっても、幟 (のぼり) の掲出は一切禁止、垂れ幕の掲出は原則禁止とします。

3. ガラススクリーン等

- A 工事のガラススクリーンに造作をする場合又は C 工事にてガラススクリーンを設置する場合は、下記の基準に則った計画をしてください。
- ・A 工事のガラスサッシュに対する POP、サインシート貼等については原則不可とします。
 - ・ファサード廻りのガラススクリーンについて、透過性が著しく無くなるような造作、シート貼等については不可とします。
 - ・シートデザイン内容については、共用通路と調和がとれるよう、内装監理室にて調整させていただきます。
 - ・ガラススクリーンがたわんだり、揺れたりしないように十分な強度を持つ計画としてください。
 - ・安全の為、ガラス面には飛散防止フィルムを貼ってください。また衝突防止シールを設けてください。
 - ・ガラス面の後ろは、容易にクリーニング等メンテナンスを出来る計画としてください。
- A 工事のガラスに対しても、同様にメンテナンスに配慮した計画をしてください。
- (固定壁面を設ける場合はメンテナンス上、ガラス面より有効で 600mm 以上離して設置してください。)

4. 店内設計

- 施設開発コンセプトやフロアコンセプトをご理解頂き、下記の基準に則った個性あふれる店づくりをお願いします。
- ・店舗内での危険物の貯蔵、及び使用は一切できません。
 - ・什器・造作などは安全面を最優先とし、取り付け、固定方法や角の処理などをよく検討の上設計してください。
 - ・開店前、営業中や閉店後などに騒音・振動・臭気の発生するものについては、その対策を C2 工事にて充分考慮の上設計して下さい。
 - ・店舗内に BGM や映像等を流す場合には著作権等に充分ご留意下さい。
 - ・防火シャッターの降下障害とならないように計画して下さい。また消防指導によりシャッター降下部には明示が必要です。
 - ・設計及び施工上において問題点などが発生した場合は、その都度協議・調整いたします。また、所轄官庁より、設計及び施工上の指導等がありました場合は、入店者側にて速やかに対応して頂く必要がありますのでご了承下さい。
 - ・その他重要事項や鉄道保全に関する事項は当社の指導に従って頂きます。

5. 照明計画

- 店舗区画外での店舗用の照明器具の設置は、内装監理室が認めたものを除き原則として禁止します。また、店舗区画内においても下記の基準に則った照明計画を行ってください。
- ・デザイン規制エリアでは、下記のような照明器具の使用に際しては内装監理室が調整を行なう場合があります。
 - ・直付けタイプの照明器具
 - ・ランプ自体を完全に見せる照明器具
 - ・極度にグレア (不快なまぶしさ) を感じる照明器具
 - ・点滅式のネオン照明
 - ・直管蛍光灯ランプを使った照明器具 (コンパクト型蛍光灯のみ使用可 {FHT 蛍光灯})
 - ・ランプ露出型の蛍光灯 (埋込型、かつ、ルーバー付きのみ使用可)
 - ・極度に色温度の高いランプ (4200K 以上のもの)
 - ・デザイン規制エリア以外であっても、お客様から見えるエリアでは、下記の様な照明器具の使用は出来ません。
 - ・点滅式のネオン照明
 - ・直管蛍光灯ランプを使った照明器具 (コンパクト型蛍光灯のみ使用可 {FHT 蛍光灯})
 - ・ランプ露出型の蛍光灯 (埋込型、かつ、ルーバー付きのみ使用可)
 - ・極度に色温度の高いランプ (4200K 以上のもの)

6. サイン計画

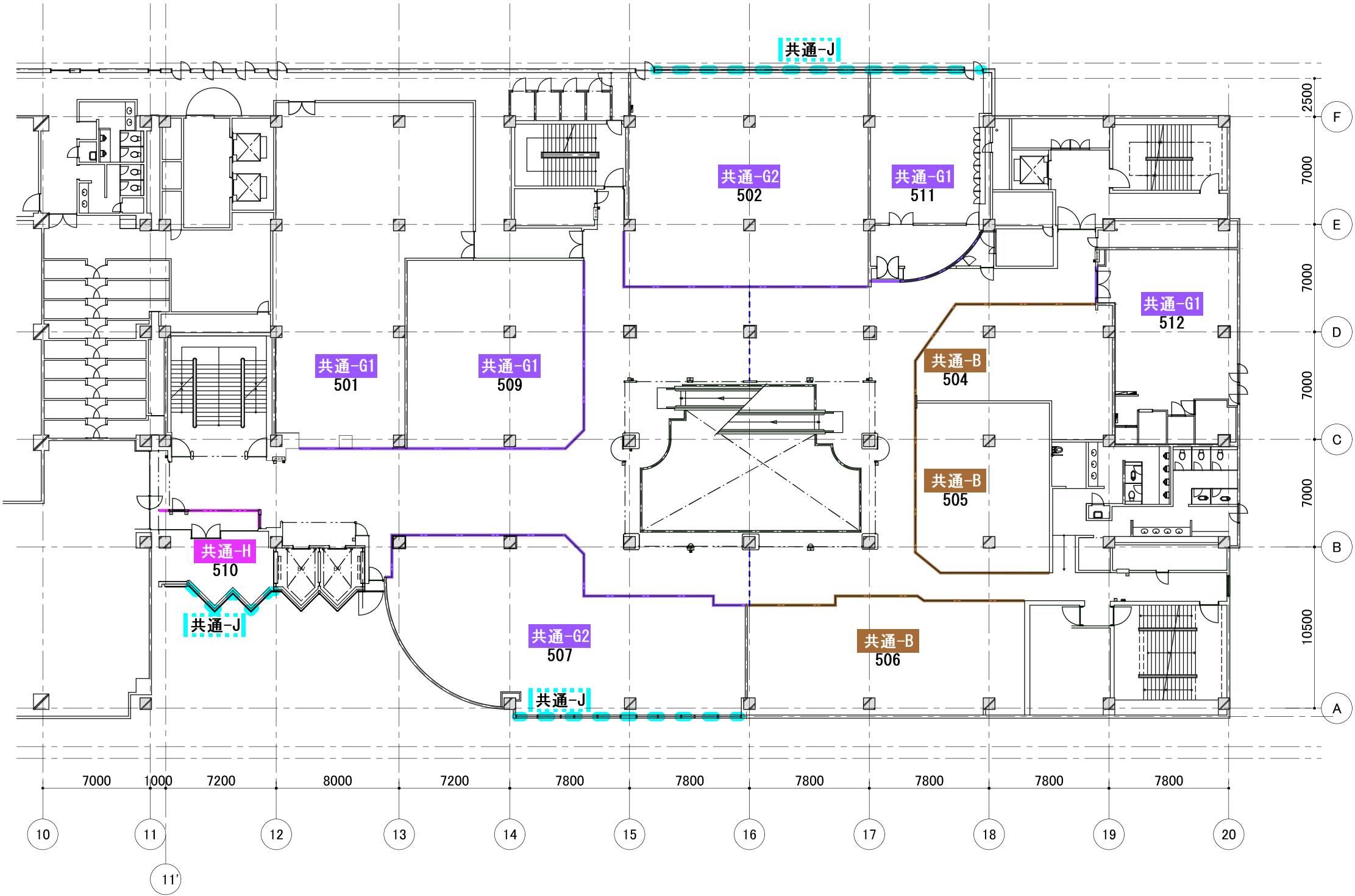
- デザイン規制エリアに設置する店名サインやグラフィックスは、店舗の名称や個性といった重要なメッセージをお客様に伝えるものです。掲出内容や、サイズ、バランス、カラーリング、マテリアル、そして設置位置については、ファサードデザインの一部として、調和が取れるように計画してください。
- ・訴求力を高める為、出来るだけシンプルなデザインを心掛けてください。
 - ・必要以上に説明 (振り仮名や業種表示等) を組込む事は避けてください。

店名サイン等の大きさ、仕様は規制書の基準に従ってください。

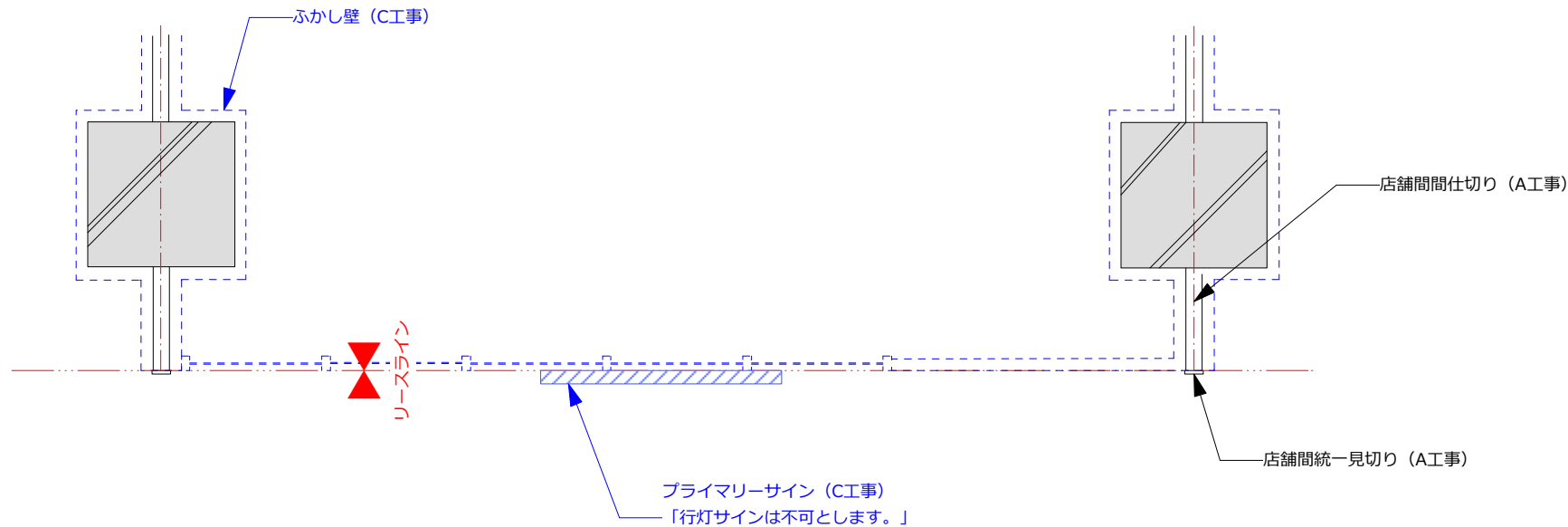
＊ 出店者様へのお願い ＊

実施設計図書提出後、当社において全体環境の調和をはかるため、サイン及び店舗各所の色や素材などを調整させて頂く場合がございます。また各店舗相互間の見通しを計るために間仕切りや什器レイアウト及び高さについても、調整させていただく場合がございますので協力ください。

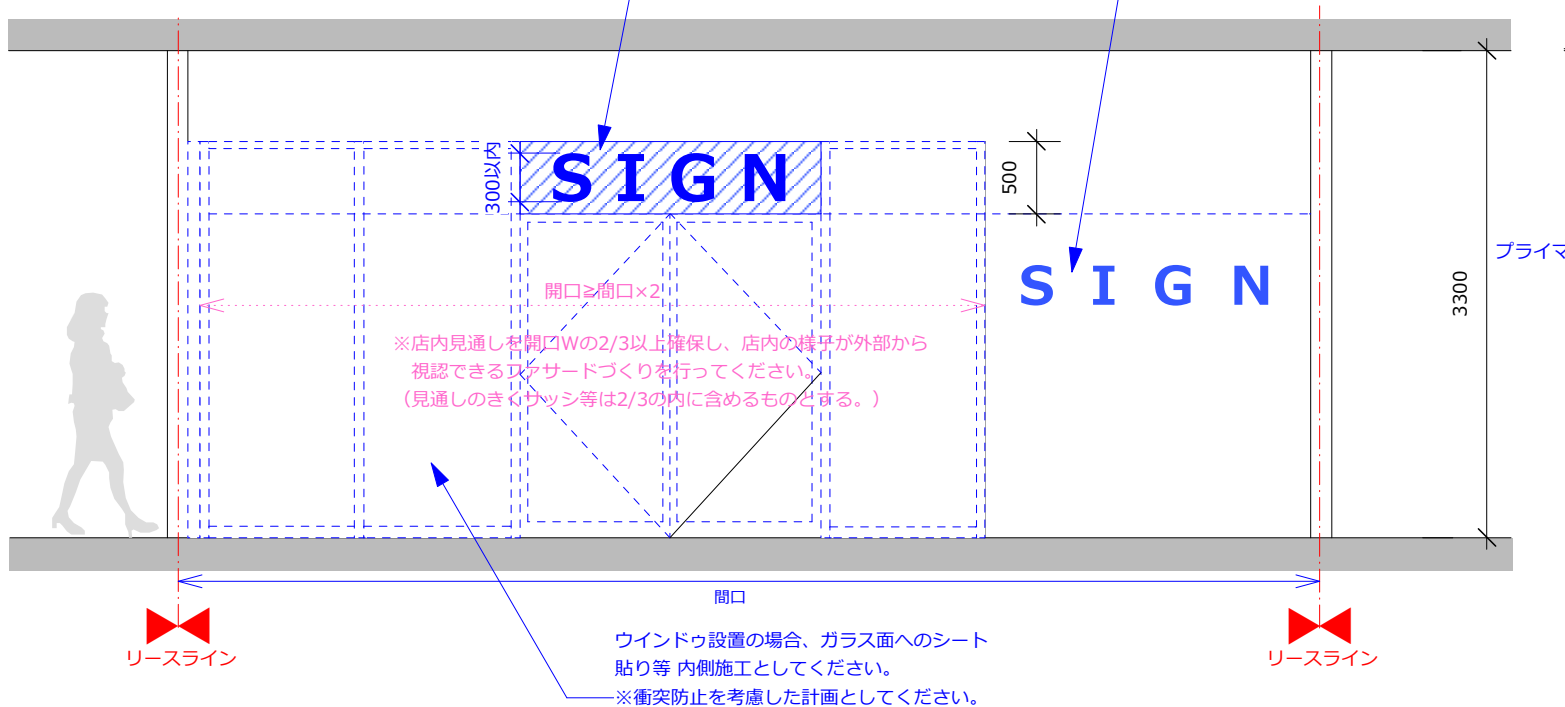
凡 例			
共通-A	2～6F	飲食	壁面
共通-B	2～6F	飲食	壁面
共通-C	2～6F	物販	壁面
共通-D1	2～6F	物販	壁面
共通-D2	2～6F	物販	壁面
共通-D3	2～6F	物販	壁面
共通-E	2～6F	物販	壁面
共通-F	2～6F	物販	中島
共通-G1	2～6F	サービス	壁面
共通-G2	2～6F	サービス	壁面
共通-H	2～6F	サービス	壁面
共通-I	1～3F	特殊	サッシ
共通-J	4～6F	特殊	サッシ



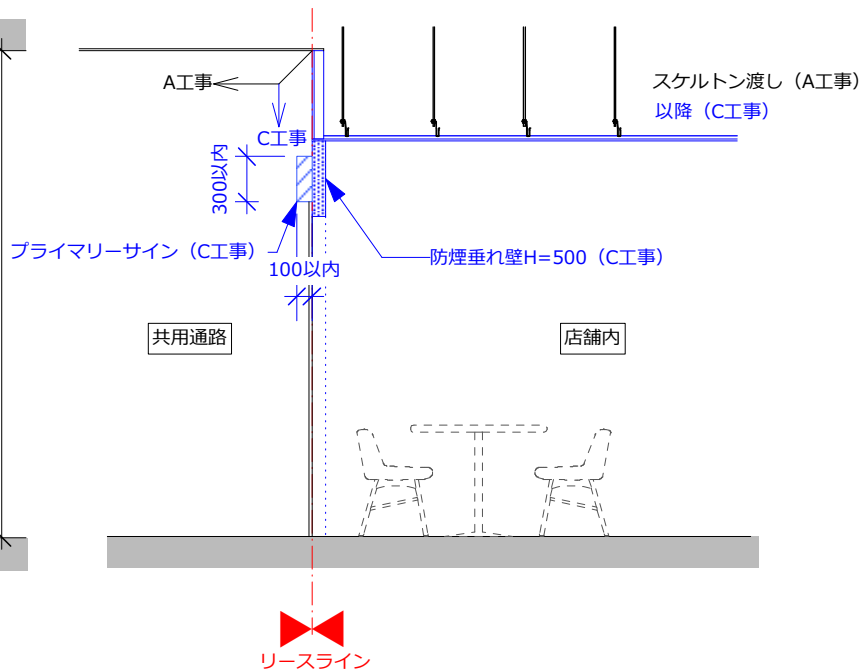
平面図 S=1:50(A3)



展開図 S=1:50(A3)



断面図 S=1:50(A3)



該当区画 504・505・506

- 店舗ファサードは極力、店内が見渡せる開放的なデザインとなる様務めてください。
- 外部へ向け、ディスプレイやグラフィックなど店舗のイメージの打ち出しを行ってください。
- サッシやガラスへの造作固定等は原則不可です。また、サッシから600mmまでの範囲は基本床固定造作設置不可となります。また、ガラス面のメンテナンスに考慮した計画としてください。
※C工事にて設置するサッシへの造作固定は可です。
- カーテン・ブラインド・ロールスクリーン等を設置する場合は、それ自体にもグラフィック等のデザインされたものを設置してください。(協議が必要になります。)
- 必ず現場探寸の上、計画を行ってください。
- 施設全体の環境計画と調和・美観・運営の面から色・素材・形状などデザイン全体について調整させていただく場合があります。
- プライマリーサインの個数・サイズについては基本下記基準に従ってください。
 - ・設置個数 . . . リースライン1面につき1箇所とします。(要協議)
 - ・仕様 . . . LED内照式且つチャンネル文字サインを推奨。
 - ・大きさ . . . 文字高さ300mm以内、面積は1.2㎡以内とします。
 - ・厚み . . . 100mm以内で納めてください。
- ※防煙垂れ壁に設置するプライマリーサインについては、リースラインから100mmまでサイン突出設置可です。
- ※取付位置については別途協議となります。
- ※取付下地については落下防止を徹底してください。
- 店頭壁面サイン、広告の個数・サイズについては下記基準に従ってください。
 - ・設置個数 . . . 原則として1面につき1箇所とします。
 - ・大きさ . . . 面積は1.2㎡以内とします。
ただしファサードの長さが10mを超える場合は協議とします。